

世田谷区告示第285号

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号

2 委託した歳入等

手数料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで